

(趣旨)

第1条 この規則は、西条市屋内運動場設置及び管理条例(平成20年西条市条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第5条第1項本文の規定により屋内運動場の使用の許可を受けようとする者は、西条市屋内運動場使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、管理上必要な条件を付して、西条市屋内運動場使用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。

2 前項の許可書の交付を受けた者(条例第5条第1項ただし書に規定する許可を受けた者を含む。以下「使用者」という。)は、屋内運動場を使用する際には当該許可書(条例第5条第1項ただし書に規定する許可を受けた者にあつては別に定める書類)を携帯し、職員の求めがあったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

3 条例第5条第1項ただし書の規則で定める屋内運動場の一部は、トレーニング室、ランニングコース及びウォーミングアップ場とする。

(使用料の減免)

第4条 条例第6条第2項の規定による使用料の減免基準は、次のとおりとする。

- (1) 西条市がアマチュアスポーツに使用する場合で入場料を徴収しないとき 全額
- (2) 西条市が他の団体と共催してアマチュアスポーツに使用する場合で入場料を徴収しないとき 半額
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が定める額

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、西条市屋内運動場使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第5条 条例第7条のただし書の規定による使用料の還付の区分は、次のとおりとする。

- (1) 条例第7条第1号に該当したとき 全額
- (2) 条例第7条第2号又は第3号に該当したとき 5割以内

2 前項の規定による使用料の還付を受けようとする者は、西条市屋内運動場使用料還付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 建物、附属施設、備品等を損傷しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食しないこと。また、喫煙しないこと。
- (3) 屋内運動場で物品の販売をしないこと。ただし、別に許可を受けた場合は、この限りでない。
- (4) 入場人員は、職員が指示する人員を超えないようにすること。
- (5) その他職員の指示に従うこと。

(入場者の遵守事項)

第7条 入場者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食しないこと。また、喫煙しないこと。
- (2) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外に出入しないこと。
- (4) その他職員の指示に従うこと。

(職員の立入り)

第8条 職員は、屋内運動場の管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に立ち入ることができる。

(原状回復後の点検)

第9条 使用者は、条例第13条第1項の規定により原状に回復したときは、職員の点検を受けなければならない。

(物品販売)

第10条 条例第4条第2項の規定により物品販売の許可を受けようとする者は、西条市屋内運動場物品販売許可申請書(様式第5号)を提出し、市長の許可を受けなければならない。

第11条 屋内運動場において、次に掲げる物品は、販売してはならない。

- (1) 他人に危害を及ぼすおそれのある物品
- (2) 前号に掲げる物のほか、市長において不相当と認める物品

(読替規定)

第12条 条例第10条第1項の規定により屋内運動場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条、第4条第2項及び第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条中「市長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と、第6条、第7条、第8条(見出しを含む。)及び第9条中「職員」とあるのは「指定管理者」と、第2条中

「様式第1号」とあり、第3条中「様式第2号」とあり、第4条中「様式第3号」とあり、第5条中「様式第4号」とあり、及び第10条中「様式第5号」とあるのは「指定管理者が定めるもの」と読み替えるものとする。
(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年11月10日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

西条市屋内運動場使用許可申請書

年 月 日

西 条 市 長 殿

申請者	住 所
	団 体 名
	氏名(責任者)
	電 話

下記のとおり屋内運動場を使用したいので、申請します。

使用目的 (行事名・種目)					使用予定 人員	
共催団体名						
後援団体名						
使用区分	☐ 市内 ☐ 市外	☐ アマチュアスポーツ	☐ 入場料徴収無し	☐ 一般・学生		
	☐ 合宿(☐ 市内泊 ☐ 市外泊)	☐ アマチュアスポーツ以外	☐ 入場料徴収有り	☐ 高校生以下		
使用日	使用施設	使用時間	使用料	料率	使用料金	
月 日		～				
月 日		～				
月 日		～				
月 日		～				
月 日		～				
			体育施設使用料金小計			
使用日	使用設備・備品				使用料金	
月 日	☐ 放送設備	☐ ピッチングマシン()台	☐ その他()			
月 日	☐ 放送設備	☐ ピッチングマシン()台	☐ その他()			
月 日	☐ 放送設備	☐ ピッチングマシン()台	☐ その他()			
月 日	☐ 放送設備	☐ ピッチングマシン()台	☐ その他()			
月 日	☐ 放送設備	☐ ピッチングマシン()台	☐ その他()			
			設備・備品使用料金小計			
			使用料金合計			
			減免額			
			納入額			
備考	扱者(課長)		受付印			
	扱者(係長)					
	納付書NO					

様式第2号(第3条関係)

西条市屋内運動場使用許可書

年 月 日

申請者

住 所
団 体 名
氏名(責任者)
電 話

使用目的 (行事名・種目)			使用予定 人員		
共催団体名					
後援団体名					
使用区分	☐ 市内 ☐ 市外	☐ アマチュアスポーツ	☐ 入場料徴収無し	☐ 一般・学生	
	☐ 合宿(☐ 市内泊 ☐ 市外泊)	☐ アマチュアスポーツ以外	☐ 入場料徴収有り	☐ 高校生以下	
使用日	使用施設	使用時間	使用料	料率	使用料金
月 日		～			
月 日		～			
月 日		～			
月 日		～			
月 日		～			

			体育施設使用料金小計		
使用日	使用設備・備品				使用料金
月 日	☐ 放送設備	☐ ピッチングマシン()台	☐ その他()		
月 日	☐ 放送設備	☐ ピッチングマシン()台	☐ その他()		
月 日	☐ 放送設備	☐ ピッチングマシン()台	☐ その他()		
月 日	☐ 放送設備	☐ ピッチングマシン()台	☐ その他()		
月 日	☐ 放送設備	☐ ピッチングマシン()台	☐ その他()		

上記のとおり、西条市屋内運動場の使用を許可する。 年 月 日 西 条 市 長 (公印省略)	設備・備品使用料金小計		
	使用料金合計		
	減免額		
	納入額		
備考	扱者(課長)	受付印	
	扱者(係長)		
	納付書NO		

様式第3号(第4条関係)

西条市屋内運動場使用料減免申請書

年 月 日

西 条 市 長 殿

申請者	住所
	団体名
	氏名(責任者)
	電話

西条市屋内運動場設置及び管理条例施行規則第4条第2項の規定により、下記のとおり屋内運動場使用料の減免を受けたいので申請します。

許可を受けた年月日及び許可番号	年 月 日
	第 号
許可内容	
減免(免除)を受ける理由及び金額	
	円
その他必要な事項	
備考	

様式第4号(第5条関係)

西条市屋内運動場使用料還付申請書

年 月 日

西 条 市 長 殿

申請者

住所
団体名
氏名(責任者)
電話

西条市屋内運動場設置及び管理条例施行規則第5条第2項の規定により、下記のとおり屋内体育施設使用料の還付を受けたいので申請します。

許可を受けた年月日及び許可番号	年 月 日
	第 号
許可内容	
還付を請求する理由及び金額	
	円
その他必要な事項	
備考	

様式第5号(第10条関係)

西条市屋内運動場物品販売許可申請書

年 月 日

西 条 市 長 殿

申請者	住所
	団体名
	氏名(責任者)
	電話

西条市屋内運動場設置及び管理条例施行規則第10条の規定により、下記のとおり屋内運動場で物品販売の許可を受けたいので申請します。

販売する物品名	
販売日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
物品販売面積	m ²
物品販売による使用料	円
その他必要な事項	
備考	